



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*55 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (食品生活衛生課)..... 1

\*56 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 3

○ 告示

950 平成22年度地籍調査事業計画の一部変更 (地域政策課)..... 3

951 救急病院の申出の撤回 (医務課)..... 3

952 救急病院の認定 ( // )..... 4

953 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課)..... 4

954 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 ( // )..... 5

955 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)..... 6

## 規 則

### 和歌山県規則第55号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

特 定 建 築 物 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地) ㊟  
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1	特 定 建 築 物 の 名 称	
2	特 定 建 築 物 の 所 在 地	
3	特 定 建 築 物 の 用 途	
4	特 定 用 地 延 べ 面 積	
5	特定建築物の構造設備の概要	
6	特定建築物維持管理権原者の住所氏名	
7	特定建築物の所有者等の住所氏名	
8	建築物環境衛生管理技術者住所氏名及び免許番号(他の特定建築物と兼任している場合は、当該特定建築物の名称及び所在地)	
9	特定建築物使用開始年月日	
10	備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

和歌山県規則第56号

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県医師確保修学資金貸与規則（平成18年和歌山県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関）」を「公的な医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は独立行政法人国立病院機構が開設する病院）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第950号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成22年度地籍調査事業計画（平成22年和歌山県告示第593号）の一部を、次のとおり変更した。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	和歌山市	和歌山市
	町 村 名		
	調査地域名	本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目 園部の一部 吹上3丁目 吹上4丁目 吹上5丁目 堀止東2丁目 直川の一部 六十谷の一部	本渡の一部 小瀬田の一部 吹上1丁目 吹上2丁目 園部の一部 吹上3丁目 吹上4丁目 吹上5丁目 堀止東2丁目 直川の一部 六十谷の一部 土佐町1丁目 土佐町2丁目 舟津町1丁目 舟津町2丁目 湊御殿1丁目 湊の一部

和歌山県告示第951号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 月山病院

- 2 所在地 和歌山市小松原通一丁目3番地
- 3 失効日 平成22年7月31日

**和歌山県告示第952号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人三日月会 月山病院
- 2 所在地 和歌山市小松原通一丁目3番地
- 3 有効期限 平成25年8月1日

**和歌山県告示第953号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**1 区域及び期間****(1) 区域**

和歌山市、紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**(2) 期間**

平成22年10月19日から平成23年3月31日まで

**2 森林病虫害の種類**

松くい虫

**3 行うべき措置の内容**

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

**4 命令をしようとする理由**

平成22年8月17日から平成22年9月28日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

**5 その他必要事項**

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、

その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第954号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

##### (2) 期間

平成22年10月19日から平成23年3月31日まで

#### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む又は破砕すること。)

#### 4 命令をしようとする理由

平成22年8月17日から平成22年9月28日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、

その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第955号

集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
集合教育型運転シミュレーションシステム賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成22年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社  
東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 5 落札金額  
130,305円（うち消費税及び地方消費税の額6,205円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成22年7月13日